

第 6 章 生 活 福 祉

1. 概説

2. 生活困窮者自立支援制度

3. 生活保護相談の状況

4. 被保護世帯の状況

5. 生活保護法による援護

6. 法外援護

7. 行旅死亡人等の取扱い

8. 生活福祉関連施設に対する実地検査

1. 概 説

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とします。

生活保護を受けるためには、生活に困窮する者が、資産、能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが要件であり、年金、各種手当等、他の制度の適用や扶養義務者の援助を受けられる場合は、そちらが優先されます。生活保護は世帯単位で行い、国の定める基準により算出される最低生活費と世帯の収入や資産等を比較し、不足部分を給付します。

平成27年(2015年)4月からは、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する新たな支援制度が開始しました。この制度は、生活保護に至る前の早期の段階から自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した者が再び生活保護に頼ることのないようにすることを目的にしています。生活困窮者の個々の相談に応じ、安定した生活に向けて、仕事や住まい、子どもの学習など、様々な支援を関連機関と連携し、包括的な支援を行うものです。

2. 生活困窮者自立支援制度

本制度は、複合的な課題を抱える生活困窮者に寄り添い、関係機関と連携しながら相談支援を行う自立相談支援事業と、個々の状況に応じた各種支援事業がある。

(1) 自立相談支援事業

就労その他の自立に関する相談支援、自立に向けたプランの作成等を実施。

区 分	年 度		
	5	6	7
新規相談総件数	3,431	3,411	3,417
プラン作成件数	459	376	500

(2)就労支援事業

生活保護利用者と一体的に実施。

単位:人

年 度	5	6	7
区 分			
支援対象者	866	780	902
生活困窮者	526	472	541
生活保護利用者	340	308	361
就労決定者	286	268	325
生活困窮者	209	186	222
生活保護利用者	77	82	103

※就労支援員による支援数

(3)住居確保給付金の支給

離職による住宅喪失者等のうち、就労能力及び就労意欲のある者に対し、家賃相当を有期で給付。

○新規相談・支給状況

単位:人

年 度	5	6	7
区 分			
新規支給者	55	24	19
延長支給者	26	14	6
再延長支給者	20	7	9
再々延長支給者	0	0	-
特例再申請支給者	0	0	-
合計支給者	101	45	34

○支給額

単位:円

年 度	5	6	7
区 分			
支給額	15,665,600	6,225,600	4,502,616

(4)就労準備支援事業

就労に必要な訓練を、日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施。
生活保護利用者と一体的に実施。

単位:件

年 度	5	6	7
区 分			
支援対象者	13	18	27
生活困窮者	11	13	13
生活保護利用者	2	5	14

(5)家計改善支援事業

家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の視点から必要な情報提供や専門的なアドバイス、支援を行う。(平成30年度(2018年度)より家計相談支援事業から名称変更)

単位:件

年 度	5	6	7
区 分			
初回プラン	14	59	106

(6)子どもの学習支援事業

貧困の世代間の連鎖を防止するため、生活保護利用世帯及び児童扶養手当支給世帯の中学生を中心に、無料学習教室を開催。

○無料学習教室実施状況

区 分 \ 年 度	5	6	7
対 象 者 数 (人)	1,388	1,334	1,355
定 員 (人)	310	270	271
参 加 者 数 (人)	260	236	231
小学生	4	4	4
中学生計	247	225	221
中学1年生	58	62	65
中学2年生	86	77	80
中学3年生	103	86	76
高校生	9	7	6
進 学 者 数 (人)	103	86	75
小学生の会場数(か所)	1	1	1
中学生の会場数(か所)	15	14	13
高校生の会場数(か所)	1	1	1

※参加者は、各年度3月の数字

(7) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

エネルギーや食料品価格などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯が支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付を実施。

区分	世帯数(こども人数)			
	5	6	7	合計
住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(3万円)	63,341			
住民税非課税世帯への臨時特別給付金(7万円)	50,272	7,568		57,840
住民税均等割のみ課税世帯への臨時特別給付金(10万円)	1,287	5,074		6,361
住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯へのこども加算(こども1人につき5万円)	2,757 (4,819人)	1,367 (2,253人)		4,124 (7,072人)
新たな住民税非課税世帯等への臨時特別給付金(10万円)		10,066		
新たな住民税非課税世帯等へのこども加算(こども1人につき5万円)		946 (1,552人)		
住民税非課税世帯への臨時特別給付金(3万円)		23,970	32,682	56,652
住民税非課税世帯へのこども加算(こども1人につき2万円)		2,273 (3,992人)	1,251 (2,032人)	3,524 (6,024人)

3. 生活保護相談の状況

相談内容は多岐にわたっており、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響が長期化したことから、申請件数も増加傾向が続く。

○相談件数の状況

区 分		年 度			単位:件
		5	6	7	
相 談 数(延べ件数)		4,375	4,073	3,845	
内	生活保護申請	1,260	1,388	1,301	
	生活保護相談	2,128	1,632	1,491	
	婦人相談	260 (一時保護 14)	306 (一時保護 8)	311 (一時保護 9)	
訳	その他	社協緊急援護	445	442	445
		上記以外のもの	282	305	297

4. 被保護世帯の状況

(1)被保護世帯・人員・保護率の状況

(各年度4月中)

区 分 \ 年 度		5	6	7
八王子市	被保護世帯(人)	10,104	10,436	10,663
	被保護世帯(世帯)	8,180	8,437	8,716
保護率 (%) ※	全 国	16.2	16.2	16.1
	都	19.6	19.4	19.0
	区 部	20.6	20.2	19.7
	市 部	17.4	17.5	17.4
	八 王 子 市	17.5	18.1	18.5
	武 蔵 野 市	12.7	12.6	12.3
	町 田 市	18.3	18.6	18.5
	立 川 市	25.7	25.5	25.1

保護停止中も含む。 「東京都福祉保健局業務統計月報」より

※‰=パーミル・千人中当たり

(2)労働力類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

区 分 \ 年 度		5	6	7
世帯主が就労	※	8.9	9.2	8.5
	常用者	726	772	739
	※	0.9	0.9	0.9
	日雇者	70	74	74
	※	0.3	0.2	0.1
内職		23	14	12
	※	5.5	6.0	6.5
その他		449	504	567
	※	2.2	2.1	2.2
世帯員が就労		178	174	190
就労者がいない	※	82.3	81.7	81.8
		6,723	6,888	7,122
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		8,169	8,426	8,704

※構成比(%)

(3)世帯類型別被保護世帯

(各年度4月中)単位:世帯

年 度		5	6	7
区 分				
単 身	※	43.0	42.7	42.0
	高 齢 者	3,516	3,595	3,653
	※	26.7	26.8	27.9
	傷病・障害者	2,179	2,262	2,426
	※	13.2	13.8	14.3
	そ の 他	1,081	1,163	1,243
2 人 以 上	※	4.2	4.0	3.7
	高 齢 者	341	338	324
	※	3.9	4.0	3.6
	母 子	317	333	313
	※	3.4	3.2	2.9
	傷病・障害者	280	266	254
	※	5.6	5.6	5.6
	そ の 他	455	469	491
合 計		8,169	8,426	8,704

※構成比(%)

(4)保護開始理由別分類

単位:件

年 度		5	6	7
区 分				
1	※	21.0	23.5	25.9
世 帯 主 の 傷 病		252	304	320
2	※	0.7	0.8	0.6
世 帯 員 の 傷 病		8	10	7
3	※	1.5	1.2	0.7
就 労 者 の 死 亡 離 別 不 在		18	15	9
※		12.4	12.8	15.4
1.2.3に該当しない 稼働収入の減少・喪失		149	166	191
※		51.3	47.8	44.2
年 金 ・ 仕 送 り 等 の 減 少 ・ 喪 失		616	619	547
※		13.2	14.0	13.2
そ の 他		158	182	163
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		1,201	1,296	1,237

※構成比(%)

(5)保護開始世帯類型別分類

単位:世帯

年 度		5	6	7
区 分				
高 齢 者	※	24.8	23.7	21.7
		298	307	268
母 子	※	5.0	3.3	3.8
		60	43	47
傷 病 ・ 障 害 者	※	34.6	36.3	37.6
		415	471	465
そ の 他	※	35.6	36.7	36.9
		428	475	457
合 計	※	100.0	100.0	100.0
		1,201	1,296	1,237

※構成比(%)

(6)保護廃止理由別分類

単位：世帯

年 度		5		6		7	
区 分	※						
世帯主の傷病治癒	※		0.0		0.0		0.0
			0		0		0
上記に該当しない 稼働収入の増加	※		14.5		14.7		19.2
			139		155		220
死 亡 ・ 失 踪	※		50.3		46.5		43.4
			481		490		497
年金 ・仕送り等の増加	※		2.3		2.0		3.2
			22		21		37
そ の 他	※		32.9		36.8		34.1
			315		387		391
合 計	※		100.0		100.0		100.0
			957		1,053		1,145

※構成比(%)

(その他は転出・引取り等)

5. 生活保護法による援護

(1)生活保護費の支給

単位:千円

区 分 \ 年 度		5	6	7
生活扶助	延世帯(世帯)	83,701	85,937	87,926
	金 額	5,791,484	5,919,094	6,021,004
住宅扶助	延世帯(世帯)	86,067	88,780	91,005
	金 額	3,629,953	3,750,594	3,873,808
教育扶助	延人数(人)	4,437	4,455	4,419
	金 額	40,907	44,132	48,672
介護扶助	延人数(人)	19,253	19,579	20,360
	金 額	440,783	449,175	494,552
医療扶助	延人数(人)	87,694	88,936	88,174
	金 額	9,178,888	9,915,640	10,007,983
出産扶助	延人数(人)	1	1	2
	金 額	311	264	553
生業扶助	延人数(人)	1,949	1,568	1,419
	金 額	26,145	23,257	24,839
葬祭扶助	延人数(人)	295	326	337
	金 額	64,568	70,170	77,228
就労自立 給 付 金	延人数(人)	109	101	122
	金 額	5,306	5,043	5,938
進学・就職 準備給付金 ※	延人数(人)	16	25	22
	金 額	2,000	3,900	3,400
保護施設 事 務 費	延人数(人)	1,052	1,089	1,239
	金 額	195,940	227,839	250,667
日常生活支援住居 施設委託事務費	延人数(人)	1,025	941	1,129
	金 額	23,289	25,721	28,083
合 計	金 額	19,399,574	20,434,829	20,836,727

※4年度・5年度は進学準備給付金 「金額」は各欄で千円未満四捨五入

(2)医療扶助利用者数

(各年度4月中)単位:人

年 度			5		6		7	
区 分								
入 院	精 神	※	5.5		5.0		4.3	
			400		363		318	
	そ の 他	※	2.8		2.5		2.7	
			203		186		196	
	計	※	8.4		7.5		7.0	
			603		549		514	
入 院 外	精 神	※	0.0		0.1		0.0	
			2		4		3	
	そ の 他	※	91.6		92.4		92.9	
			6,607		6,769		6,816	
	計	※	91.6		92.5		93.0	
			6,609		6,773		6,819	
合 計		※	100.0		100.0		100.0	
			7,212		7,322		7,333	

※構成比(%)

6. 法外援護

(1) 児童服・運動衣代の支給

生活保護法による保護を利用している児童・生徒に対し、その就学を奨励し、もって被保護者世帯の自立助長を図るため「こどもの日」の行事の一環として、児童服代等を支給する。

○支給状況

年 度			5	6	7
区 分					
児 童 服	人 員	小学生（人）	166	191	200
		中学生（人）	100	101	93
	単 価（円）		11,000	11,000	11,000
	支給額（千円）		2,926	3,212	3,223
運 動 衣	人 員	小学生（人）	197	223	235
		中学生（人）	146	140	130
	単 価（円）		4,000	4,000	4,000
	支給額（千円）		1,372	1,452	1,460

（支給額の千円未満四捨五入）

(2) 夏季健全育成費の支給

生活保護法による保護を利用している児童・生徒に対して、夏季休暇中の臨海・林間学校等に参加する夏季健全育成費を負担し、それらの者の心身の健全な育成を図る。

○支給状況

年 度		5	6	7
区 分				
人 員	小 学 生 (人)	200	229	233
	中 学 生 (人)	149	141	132
単 価 (円)		3,000	3,000	3,000
支 給 額 (千円)		1,047	1,110	1,095

（支給額の千円未満四捨五入）

(3)修学旅行支度金の支給

生活保護法による保護を利用している小学校6年生または中学校3年生が修学旅行に参加する際に必要とする参加支度費を支給し、児童・生徒の修学を支援し、もって本人及び世帯の自立助長を図る。

○支給状況

区 分 \ 年 度		5	6	7
小学6年生	人 員 (人)	39	33	35
	単 価 (円)	4,000	4,000	4,000
	支 給 額 (千円)	156	132	140
中学3年生	人 員 (人)	48	51	46
	単 価 (円)	8,000	8,000	8,000
	支 給 額 (千円)	384	408	368
合 計	人 員 (人)	87	84	81
	支 給 額 (千円)	540	540	508

(支給額の千円未満四捨五入)

(4)生活保護自立促進事業

生活保護利用者または生活保護利用世帯に対して、自立助長を図るために自立支援に要する経費の一部を支給する。

○支給状況

単位:千円

区 分 \ 年 度	5	6	7
就労支援費	342	383	568
社会参加活動費	0	0	0
高齢者等生活環境改善事業	2,303	3,278	1,582
生活支援事業	10	42	2
債務整理援助事業	0	0	0
住宅契約関係費	1,930	2,222	2,077
健康増進費	0	0	0
次世代支援	0	150	119
支 給 額	4,585	6,075	4,348

(支給額の千円未満四捨五入)

7. 行旅死亡人等の取扱い

単位:人

年 度 区 分	5	6	7
男	50	53	53
女	6	9	16
不 詳	2	3	0
合 計	58	65	69

※「行旅病人及行旅死亡人取扱法」及び「墓地、埋葬等に関する法律第9条」の規定により
取り扱った死体の数

8. 生活福祉関連施設に対する実地検査

生活保護法等に基づき、生活福祉関連施設に対して実地検査を実施する。

年 度 サービス種別	5		6		7	
	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数	対象数	実地 検査数
救護施設 (施設)	2	0	2	1	2	1
指定介護機関 (事業所)	989	59	987	56	997	42
無料低額宿泊所 (施設)	10	4	11	5	12	3
合計	1,001	63	1,000	62	1,011	46

※救護施設については、実施要綱に基づき、前回の実地検査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていたことから、3年に1回の実施としている。